

第1回のご意見を受けた対応について

	主なご意見	対応(案)
分散型システムの定義について	<ul style="list-style-type: none"> ● 中山間地域だけではなく沿岸部等についても幅広く定義の対象とすべき。 ● 「簡易な水供給システム」とあるが、可搬型のものや高度なものもあるので、柔軟に検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定義を以下のとおり修正。 「水道における分散型システムとは、主に中山間地域等において用いられる小規模で簡易な水供給システムの総称」と修正。
本委員会の目的について	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水供給施設等の小規模水道が今後の施設の更新や水道事業との統合について検討する際にも役立つ手引きとすべき。 ● 各戸に設置された井戸については今回の手引きの対象外であるが、水道事業として水道事業者が各戸に井戸を整備できるようにする仕組みを整える必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 手引きの作成にあたって留意する。 ➢ 今後、技術実証の結果等に応じて、適宜、手引き等に反映することとする。
分散型システムの導入を優先的に検討すべき地域の指標について	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討対象地域内の配水管は、分散型システムを導入したとしても、いずれ更新が必要となることを踏まえ、単位管路延長の対象は、地域から地域への連絡管のみで良いのではないか。 ● 災害リスクが高い地域においても、分散型システムの導入検討が可能となるような指標の検討を求めるべき。 ● 運搬送水を実施する上では、人口100人規模は大きすぎる。 ● 法定耐用年数超過管路率50%以上という条件は、事業者にとって厳しい条件。 ● 3つの条件を満たさない場合でも、地域の実情に応じて分散型システムの導入を検討することが可能であることを強調すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 具体的な分散型システムの種類を特定する前に連絡管(分散型システムを導入することで不要となる管路)の対象管路を特定することは技術的に困難であることから、検討対象地域内の配水管も含めた指標とする。 ➢ 対災害性についても指標を追加する。 ➢ 手引きの作成にあたっては、当該指標に該当しない場合でも、検討の対象になりうることをわかるように留意する

	主なご意見	対応(案)
水道事業における分散型システムの種類及び導入する上で考慮すべき事項について	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理性についても考慮すべき。 ● 消防水利の確保の重要性も記載すべき。 ● 計画使用年数は需要に柔軟に対応できるように考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各給水方法の比較を行う際に、維持管理性の観点を追加する。 ➤ 計画使用年数は、地域の実態に応じて柔軟に設定できるよう手引きに記載する。 (資料2-2で説明) ➤ 消防水利については考慮すべき事項として、手引きに記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 手引きの中で、当面導入される分散型システムの姿と、将来的に可能性のあるものを分けて記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手引きの作成にあたって留意する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 単一地域だけでの施設整備だけでなく、周辺事業者との施設統合等もあるため、限られた方法にならないよう留意すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 分散型システム導入において選択の幅を狭めないよう手引きの記載方法を工夫する。

前回(第1回)のご意見を踏まえた

「分散型システムの導入を優先的に検討する地域の指標」について

- ①該当地区の現在又は将来の給水人口が100人以下であること
- ②該当地区の単位人口管路延長が30 m/人以上であること
- ③法定耐用年数超過管路率が50 %以上 又は 把握していない



上記すべてに該当している場合、
「優先的に分散型システムの導入を検討する地域」とする

※当該地区が給水人口100人以上の場合や、災害時において管路被害による断水リスクが高い場合など、上記に該当しない地域においても、各事業者にて地域の実情等に応じて分散型システムの導入を検討することも可能。